

# 介護老人保健施設 やすらぎ荘

## 重要事項説明書

# 重要事項説明書

利用者に対する施設サービス提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 事業所

利用施設の名称 : 介護老人保健施設 やすらぎ荘事務長  
開設日 : 平成元年3月29日  
所在地 : 徳島県吉野川市鴨島町上下島495番地5  
代表者氏名 : 理事長 美馬 紀章  
電話番号・FAX : TEL 0883-24-6564 FAX 0883-24-2570  
介護保険指定番号 : 介護老人保健施設(3651780037号)

## 2. 事業の目的

事業所は、要介護状態にある高齢者が、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすると共に、居宅における生活への復帰を目指すことを目的とする。

## 3. 運営方針

- ①事業所の医師、理学療法士その他の従業者は、法令・規則及び規定に定めるところにより、適切なサービスを提供する。
- ②事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導・説明を行う。
- ③サービスの提供は、常に入所者の心身の状態を把握しつつ、その希望に添ったものをする。  
特に認知症の状態にある入所者に対しては、必要に応じてその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- ④サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑤事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 4. 施設の概要

敷地 : 1,372.79 m<sup>2</sup>  
構造 : 鉄筋コンクリート造 4階建  
延べ床面積 : 2,660.212 m<sup>2</sup>  
利用定員 : 90名(ショートステイ含む)

## ①居室

居室の種類	室数	面積	1人当たりの面積
2人部屋	7室	152.52 m <sup>2</sup>	10.89 m <sup>2</sup>
4人部屋	19室	615.84 m <sup>2</sup>	8.10 m <sup>2</sup>

## ※居室の変更

ご利用者様から居室の変更希望の申し出があった場合には、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、ご利用者様の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者様やご家族様と協議のうえ決定するものとします。

## ②主な設備

設備の種類	室数	面積
食堂・談話室	1室	170.55 m <sup>2</sup>
機能訓練室	1室	140.72 m <sup>2</sup>
一般浴室	1室	
特殊浴室	1室(特別浴槽 1台)	
診察室	1室	

## 5.施設の職員体制(2026.4.1現在)

従業者の職種	人数	区分	
		常勤	非常勤
管理者	1	1	
医師	2	1	1
薬剤師	1		1
看護職員	10	5	5
介護職員	32	22	10
支援相談員	3	2	1
理学療法士	1	1	
作業療法士	5	5	
言語聴覚士	0		
管理栄養士	1	1	
介護支援専門員	2	2	
事務員	2	2	

※夜勤は3名体制で対応させていただきます。

## 6.施設サービスの内容

### ①介護保険給付対象サービス

#### (1)診療及び健康管理

医師による計画的・定期的な診療及び健康管理を行います。

#### (2)入浴

年間を通じて最低週2回の入浴または清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。

#### (3)排せつ

利用者様の状態に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。

#### (4)食事

管理栄養士の計画する献立表により、栄養と利用者様の身体状況に配慮し、適切な食事を提供します。食事はできるだけ離床して食堂で食べて頂けるように配慮します。

【食事時間】 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

#### (5)機能訓練

理学(作業)療法士による利用者様の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の改善・低下防止に努めます。

### ②介護保険給付外サービス

#### (1)理容・美容

毎月1回(第1木曜日)外部業者による理髪サービスをご利用いただけます。

#### (2)外出・外泊の支援

外出・外泊される場合は、出来る限りの支援を致します。ご相談ください。

#### (3)購入代行

入所者様及び家族が購入困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、直接施設の職員にお申しつけ

## 7.利用料

### ①法定給付

#### (1)介護報酬の告示上の額

法定受領サービスの場合:介護報酬の告示上の額の1割

但し、所得に応じて負担割合が2~3割になる場合があります

法定受領以外の利用料:介護報酬の告示の額

#### (2)食事代……………1,630円/日(朝食:410円 昼食:610円 夕食:610円)

利用した食数のみの請求となります

(3) 居住費……………460/日

※(2)(3)について、介護負担限度額の認定を受けている入所者の場合には、その認定証に記載された金額

(4) 理美容代……………2,000円~2,100円/回

(5) 日用品費……………100円/日(化粧品・シャンプー・タオル等)

(6) 教養娯楽費……………100円/日

(7) おやつ代……………100円/日

(8) 電気代 1器具 66円/日・2器具 110円/日・3器具 165円/日

(9) 私物洗濯代

0.5kg未満 220円/日・0.5kg以上 1.5kg未満 275円/日・1.5kg以上 385円/日

(10) インフルエンザ等各種予防接種料……………実費

(11) 文書料

・各種診断書……………2,200円

・領収書再発行……………1通 550円、2通 605円、3通 660円

(1通増えるごとに55円)

・裁判所用提出書類……………5,500円

・死亡診断書……………5,500円

(12) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担していた  
だくことが適当と認められるもの。

## 8. 苦情申立先

### ① 当施設ご利用の場合

(1) 苦情相談窓口(事務室) 担当者 竹原 仁美・川村 佳代

(2) ご利用時間 日曜日・祝日を除く 午前9時~午後6時

(3) ご利用方法 電話 0883-24-6564

### ② 第三者機関ご利用の場合

(1) 各市町村介護保険課等

(別紙「市町村『介護苦情相談窓口』一覧」をご確認ください)

(2) 徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス苦情処理委員会

TEL 088-666-0117 苦情専用 088-665-7205

※国保連合会の苦情処理の対象事案

- ・ 介護保険上の指定サービスであること
- ・ 市町村域を超える案件である場合
- ・ 苦情を市町村で取り扱うことが困難な場合

## 9.協力歯科医療機関

医療機関名称 : さとう歯科医院  
所在地 : 名西郡石井町石井白鳥 216 番地 6  
電話番号 : 088-675-3666

## 10.非常災害対策

- ①非常時の対応 別途定める「やすらぎ荘消防計画」に則り、対応を行います。
  - ②防災訓練 別途定める「やすらぎ荘消防計画」に則り、対応を行います。  
年2回日中及び夜間の火災を想定した避難訓練を実施いたします。  
また、巨大地震、洪水発生時対応訓練も年2回実施いたします。
- 【防災設備】 自動火災報知器・スプリンクラー・非常階段・誘導灯・ガス漏れ報知器等

## 11.当施設をご利用いただく際に留意いただく事項

- ①来訪・面会  
来訪者は、面会時間を遵守してください。
- ②外出・外泊  
外出・外泊の際は必ず行き先と帰荘時間を職員に申し出てください。
- ③居室・設備・器具の利用  
施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合には賠償していただくことがあります。
- ④禁煙・飲酒  
施設内は禁煙・禁酒となっております。
- ⑤迷惑行為等  
騒音等、他の入所者に迷惑になる行為はご遠慮願います。また、おやみに他の居室に立ち入らないようお願いいたします。
- ⑥所持品の管理  
現金等高価な所持品の持ち込みはご遠慮願います。万一の紛失・盗難等に当施設は一切の責任を負いません。
- ⑦宗教活動・政治活動  
施設内での他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください
- ⑧動物飼育  
施設内のペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

## 12.当施設からの解除

当施設において定期的実施される入所継続判定会議において、退所して居宅にて生活できると判定された場合(この場合は1ヶ月の猶予をおいて)退所していただきます。

当事業所のサービス提供に際し、重要事項の説明が実施されたことを証するために、本説明書を2通作成し、利用者・事業所が各1通保有します。

年 月 日

指定介護老人保健施設のサービス提供に際し、本書面に基づき説明を行いました。

説明者 職名 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、指定介護老人保健施設のサービス提供に同意しました。

利用者 住所 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_ 印

私は、利用者本人の契約意思を確認した上で、利用者に代わり上記署名を行いました。

署名代行者 住所 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_ 印

続柄 : (利用者本人の) \_\_\_\_\_

代筆の理由 : \_\_\_\_\_

## 別紙 I

## 市町村「介護苦情相談窓口」一覧

市町村	窓口区分	住所	電話
吉野川市	地域包括支援センター	吉野川市鴨島町鴨島 252-1	0883-22-2744
	市役所 長寿いきがい課	吉野川市鴨島町鴨島 155-1	0883-22-2264
阿波市	地域包括支援センター	阿波市市場町切幡古田 201-1	0883-36-6543
	市役所 介護保険課	阿波市市場町切幡古田 201-1	0883-36-6814
美馬市	保健福祉部包括支援センター	美馬市穴吹町穴吹九反地 5	0883-52-5613
	市役所 保健福祉部 長寿・障がい福祉課	美馬市穴吹町穴吹九反地 5	0883-52-5605
徳島市	地域包括支援センター	徳島市幸町 3-77	0120-24-6423
	市役所 保健福祉部 長寿いきがい課	徳島市幸町 2-5	088-621-5586
藍住町	地域包括支援センター	板野郡藍住町奥野矢上前 52-1	088-637-3175
	町役場 健康推進課	板野郡藍住町奥野矢上前 52-1	088-637-3115
石井町	西部 地域包括支援センター	石井町浦庄上浦 239-1	088-675-3722
	東部 地域包括支援センター	石井町石井城内 563	088-674-7265
	町役場 長寿社会課 介護保険係	高川原字高川原 121-1	088-674-6111
神山町	地域包括支援センター	神山町神領本野間 100	088-676-1185
	町役場 健康福祉課	神山町神領本野間 100	088-676-1114
板野町	地域包括支援センター	板野町大字字亀山日 169-5	088-672-1026
	町役場 福祉保健課	吹田字町南 22 番地 2	088-672-5986
上板町	地域包括支援センター	上板町西分字橋西 1-11	088-694-5597
	町役場 福祉保健課	板野郡上板町七條経塚 42-42	088-694-6810
鳴門市	おおあさ 地域包括支援センター	大麻町桧字東山田 57-10	088-689-3738
	ひだまり 地域包括支援センター	大津町矢倉字四ノ越 5	088-686-1139
	やまかみ 地域包括支援センター	鳴門町土佐泊浦字高砂 205-29	088-683-6727
	貴洋会 地域包括支援センター	撫養町立岩字五枚 146	088-683-1075
	緑会 地域包括支援センター	撫養町南浜字蛭子前東 105	088-685-1555
	鳴門市役所 健康福祉部 長寿介護課	撫養町南浜字東浜 170	088-684-1347
北島町	地域包括支援センター	北島町中村字上地 23-1	088-698-8951
	町役場 健康保険課	北島町中村字上地 23-1	088-698-9805
つるぎ町	地域包括支援センター	つるぎ町貞光字東浦 1 番地 3	0883-62-3113
	町役場 長寿介護課	つるぎ町貞光字東浦 1 番地 3	0883-62-3113